

農林漁業用軽油の地球温暖化対策税の還付について

石油石炭税には地球温暖化対策のための税(以下「温対税」)が上乗せされていますが、農林漁業者が農林漁業用に使用した軽油については、温対税に相当する金額が製造者又は輸入者に還付されるため、農林漁業者へは、その分安い価格で販売されます。



温対税の税率

温対税 760円/KL
石油石炭税 2,040円/KL

還付



<温対税の還付対象となる農林漁業用軽油>

軽油引取税の免税証で購入される農林漁業用軽油が還付対象となります。(ただし、木材加工業、木材市場業や遊漁船・取締船に使用するものなど、一部、対象外のものがあります。)



<農林漁業者に関係する手続>

農林漁業者は、軽油の購入時には、軽油引取税の免税証を提示してください。また、還付対象となる農林漁業用軽油について、使用数量などを帳簿に記載する必要がありますが、軽油引取税の免税証で購入する方が作成する「免税軽油の引取り等に係る報告書」で代用することができます。

(この場合は報告書の写しを7年間保管してください。)

※農林水産省ホームページの税制に関するページで詳細内容を掲載しています。
※還付対象や手続等の詳細は、下記の担当部局までお問い合わせください。

担当部局 お問い合わせ先	農業	林業	漁業
	農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室 03-6744-2107	林野庁 経営課 組合事業班 03-6744-2288 林野庁 木材産業課 企画班 03-6744-2293	水産庁 加工流通課 企画調査班 03-3591-5613